



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 1336 平成25年度地籍調査事業計画の一部変更 (地域政策課)..... 1
- 1337 形質変更時要届出区域の指定 (環境管理課)..... 2
- 1338 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 3
- 1339 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 3
- 1340 生活保護法による医療機関の指定 ( " )..... 3
- 1341 " ( " )..... 4
- 1342 生活保護法による指定介護機関の廃止 ( " )..... 4
- 1343 生活保護法による介護機関の指定 ( " )..... 4
- 1344 " ( " )..... 4
- 1345 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)..... 5
- 1346 " ( " )..... 5
- 1347 " ( " )..... 5
- 1348 指定自立支援医療機関の指定 ( " )..... 5
- 1349 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課)..... 6
- 1350 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 6
- 1351 換地処分完了 (農業農村整備課)..... 7
- 1352 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)..... 7
- 1353 " ( " )..... 8
- 1354 公共測量の実施 (技術調査課)..... 8
- 1355 宅地建物取引業法による聴聞 (公共建築課)..... 8
- 1356 公有水面埋立ての免許 (港湾空港課)..... 9

### ○ 教育委員会告示

- 6 平成26年度和歌山県立高等学校生徒募集定員 ..... 10

### ○ 公告

- 大規模小売店舗の届出の取下げ (商工振興課)..... 12

## 告 示

### 和歌山県告示第1336号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画(平成25年和歌山県告示第380号)の一部を、次のとおり変更した。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項 目		変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	海南市	海南市
	町 村 名		

調査地域名	藤白の一部 冷水の一部 扱沢 東畑 木津の一部 九品寺の一部 鳥居	藤白の一部 冷水の一部 扱沢 東畑 木津の一部 九品寺の一部 鳥居 多田
郡市名	有田市	有田市
町村名		
調査地域名	山田原の一部 千田の一部 初島町里の一部 新堂の一部 星尾の一部	山田原の一部 千田の一部 初島町里の一部 新堂の一部 星尾の一部 箕島の一部 港町の一部 初島町浜の一部
郡市名	有田郡	有田郡
町村名	有田川町	有田川町
調査地域名	大字井谷の一部 大字杉野原の一部 大字尾上 大字小原の一部 大字中の一部 大字宇井苔の一部 大字修理川の一部 大字谷の一部 大字三田の一部 大字久野原の一部 大字境川の一部 大字大藪 大字大西 大字延坂の一部 大字中峯の一部 大字二川の一部 大字日物川の一部 大字沼谷の一部	大字井谷の一部 大字杉野原の一部 大字尾上 大字小原の一部 大字中の一部 大字宇井苔の一部 大字修理川の一部 大字谷の一部 大字三田の一部 大字久野原の一部 大字境川の一部 大字大藪 大字大西 大字延坂の一部 大字中峯の一部 大字二川の一部 大字日物川の一部 大字沼谷の一部 大字栗生の一部

## 和歌山県告示第1337号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定した。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 形質変更時要届出区域

伊都郡かつらぎ町笠田東字堂田1271番18の一部及び1271番26の一部（以上2筆については、次の図のとおり）

## 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1338号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年12月24日まで縦覧に供する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年10月23日

2 名称

特定非営利活動法人紀州えこなびと

3 代表者の氏名

大南真緒

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市善明寺427番地の5

5 定款に記載された目的

この法人は、社会に対して、各世代や各界の人間が交流する機会を提供し、情報や経験の伝承とそれらの共有を推進し、地域力、地域の魅力を整理、向上させ、将来にわたる発展と自立に向けた事業を行い、持続可能な社会の創造に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第1339号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
田訪 8-19	有限会社紀南リハビリ研究所	田辺市高雄3丁目19番1号	訪問看護ステーションふるさと	田辺市中万呂869-40 NTビル301	平成 25. 9. 30

**和歌山県告示第1340号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
田訪 20-25	有限会社紀南リハビリ研究所	田辺市高雄3丁目19番1号	訪問看護ステーションふるさと	田辺市高雄3丁目19番1号	平成 25. 10. 1

## 和歌山県告示第1341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年 月 日
有訪 5-25	株式会社一哲	有田郡有田川町天満86 -1	訪問看護ステーション メンタルサポート1	有田郡有田川町天満86 -1	平成 25.10.7

## 和歌山県告示第1342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
有限会社紀南リハビリ 研究所	田辺市高雄3丁目19 番11号	訪問看護ステーション ふるさと	田辺市中万呂869-40 NTビル301	訪問看護・介護予 防訪問看護	平成 25.9.30

## 和歌山県告示第1343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社やまばと	御坊市藪652-2	やまばケアプランセ ンター	御坊市藪652-2	居宅介護支援事業	平成 25.10.1

## 和歌山県告示第1344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
有限会社紀南リハビリ 研究所	田辺市高雄3丁目19 番11号	訪問看護ステーション ふるさと	田辺市高雄3丁目19 番11号	訪問看護・介護予 防訪問看護	平成 25.10.1

## 和歌山県告示第1345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000514	作業所ばる	橋本市小峰台2丁目10-2	生活介護 就労継続支援A型	特になし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成25.11.1

## 和歌山県告示第1346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3021000520	はしもとホーム	橋本市胡麻生229-1 エスペランサⅡ201号	共同生活介護・共同生活援助	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成25.11.1

## 和歌山県告示第1347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400458	絆共同作業所	海南市大野中701-1	就労継続支援A型	特になし	株式会社ファイブ	和歌山市六十谷567の12	平成25.11.1

## 和歌山県告示第1348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ポプラ調剤薬局	西牟婁郡上富田町岩田1903番7	—	前田隆司	平成25.11.1

## 和歌山県告示第1349号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「RUSH trip NEXT STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE HEART New」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「Hi Kick」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「TANAKA 田中 NEW GENERATION」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「THE SUPER LEMON HAZE NEXT STAGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

## 3 失効年月日

平成25年11月8日

## 和歌山県告示第1350号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ紀伊田辺店

和歌山県田辺市稲成町245-1 外18筆

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 日下幸一郎

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 日下幸一郎

茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年6月25日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,985㎡
- 6 駐車場の収容台数  
134台
- 7 駐輪場の収容台数  
28台
- 8 荷さばき施設の面積  
122㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
26.6㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後10時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成25年10月24日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）  
田辺市産業部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成25年11月8日から平成26年3月10日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1351号**

平成25年9月27日付けで計画認可した紀の川市営換地計画（四尺谷地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**和歌山県告示第1352号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町本宮字口赤井谷1473の1・1484の1・1484の3・1484の4・1485の1から1485の3まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1353号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町小河内字住木谷1476の1、1476の3

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1354号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間 平成25年9月21日から平成26年3月20日まで

3 作業地域 和歌山県和歌山市、有田郡広川町並びに日高郡のうち由良町及び日高町

**和歌山県告示第1355号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 日時 平成25年11月18日（月）午後2時から

2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

## 3 被聴聞者(宅地建物取引業者)

- (1) 商号 n・yデザイン
- (2) 代表者氏名 西村泰秋
- (3) 事務所所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町日置2040-41
- (4) 免許証番号 和歌山県知事(3)第3345号
- (5) 免許年月日 平成23年12月11日

## 和歌山県告示第1356号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成25年11月8日

袋港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

## 2 埋立区域

## (1) 位置

## 埋立区域①

和歌山県東牟婁郡串本町串本字袋寺之元627番地3、628番地1及び629番地の地先公有水面

## 埋立区域②

和歌山県東牟婁郡串本町串本字袋寺之元629番地及び1729番地1の地先公有水面

## (2) 区域

## 埋立区域①

次の各地点のうち、1の地点から4の地点までを順次に結んだ線、4の地点と1の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位(D.L.+1.83m)における公有水面と陸地及び既設護岸との境界線により囲まれた区域  
基点(国土地理院「出雲」三等三角点、和歌山県東牟婁郡串本町出雲字上尾ノ浦425番1)

北緯 33度27分32.5125秒

東経 135度46分57.2853秒

1の地点 基点から336度36分18秒 1,983.16mの地点

2の地点 1の地点から304度45分47秒 0.81mの地点

3の地点 2の地点から214度45分47秒 0.59mの地点

4の地点 3の地点から304度45分47秒 26.74mの地点

## 埋立区域②

次の各地点のうち、5の地点から9の地点までを順次に結んだ線、9の地点と5の地点を結ぶ平成24年の秋分の満潮位(D.L.+1.83m)における公有水面と既設護岸及び陸地との境界線により囲まれた区域  
基点(国土地理院「出雲」三等三角点、和歌山県東牟婁郡串本町出雲字上尾ノ浦425番1)

北緯 33度27分32.5125秒

東経 135度46分57.2853秒

5の地点 基点から335度47分54秒 2,028.22mの地点

6の地点 5の地点から304度45分47秒 26.23mの地点

7の地点 6の地点から214度45分47秒 6.20mの地点

8の地点 7の地点から304度45分47秒 0.59mの地点

9の地点 8の地点から214度45分47秒 0.76mの地点

(3) 面積

埋立区域① 64.57㎡

埋立区域② 76.39㎡

合計 140.96㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県東牟婁郡串本町串本字袋寺之元628番地1、629番地、630番地及び1729番地1地内並びに同所同字627番地3、628番地1、629番地、630番地及び1729番地1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とチの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「出雲」三等三角点、和歌山県東牟婁郡串本町出雲字上尾ノ浦425番地1)

北緯 33度27分32.5125秒

東経 135度46分57.2853秒

イの地点 基点から336度55分36秒 1,984.20mの地点

ロの地点 イの地点から304度45分47秒 90.02mの地点

ハの地点 ロの地点から214度45分47秒 19.61mの地点

ニの地点 ハの地点から107度06分43秒 20.06mの地点

ホの地点 ニの地点から201度54分59秒 8.77mの地点

への地点 ホの地点から124度45分47秒 10.80mの地点

トの地点 への地点から214度45分47秒 12.84mの地点

チの地点 トの地点から124度45分47秒 58.06mの地点

(3) 面積

2,625.32㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成25年10月28日

## 教育委員会告示

### 和歌山県教育委員会告示第6号

平成26年度和歌山県立高等学校生徒募集定員を次のように定めた。

平成25年11月8日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

1 全日制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第1のとおりとする。

2 定時制の課程

各高等学校の各学科別の生徒の募集定員は、別表第2のとおりとする。

3 通信制の課程

和歌山県立紀の川高等学校、和歌山県立きのくに青雲高等学校及び和歌山県立南紀高等学校の生徒募集については、別表第3のとおりとする。

平成 26 年度和歌山県立高等学校 学校別・学科別募集定員

別表第 1 (第 1 項関係)  
〔全日制の課程〕

学 校 名	学科名 (コース名等)	学級数	定員
橋 本	普通科	3	120
	※1 普通科 (県立中)	2	80
紀 北 工 業	機械科	2	80
	電気科	1	40
伊 都	システム化学科	1	40
	普通科	3	120
紀 北 農 芸	生産流通科	1	40
	施設園芸科	1	40
	環境工学科	1	40
笠 田	普通科	2	80
	総合ビジネス科	1	40
	情報処理科	1	40
粉 河	普通科	6	240
	理数科	1	40
那 賀	普通科	7	280
	国際科	1	40
貴 志 川	普通科	4	160
	人間科学科	1	40
和 歌 山 北	普通科 (北校舎)	8	320
	普通科 (西校舎)	2	80
	スポーツ健康科学科	2	80
和 歌 山	総合学科	6	240
	普通科	6	240
向 陽	※1 環境科学科	2	80
	普通科	3	120
桐 蔭	※1 普通科 (県立中)	2	80
	数理科学科	2	80
和 歌 山 東	普通科	6	240
星 林	普通科	7	280
	国際交流科	1	40
和 歌 山 工 業	機械科	2	80
	電気科	2	80
	化学技術科	1	40
	建築科	2	80
	土木科	1	40
	産業デザイン科	1	40
和 歌 山 商 業	創造技術科	1	40
	ビジネス創造科	9	360

学 校 名	学科名 (コース名等)	学級数	定員
海 南	普通科 (海南校舎)	4	160
	教養理学科	1	40
	普通科 (大成校舎)	2	80
(美里分校)	普通科	1	40
箕 島	普通科 (普通)	2	80
	普通科 (スポーツ)	2	80
	情報経営科	1	40
	機械科	1	40
有 田 中 央	総合学科 (総合)	4	160
	※2 総合学科 (福祉)		
(清水分校)	普通科	1	40
耐 久	普通科	5	200
日 高	普通科	4	160
	※1 総合科学科	2	80
(中津分校)	普通科	1	40
紀 央 館	普通科	4	160
	工業技術科	1	40
南 部	普通科	3	120
	生産技術科	1	40
	園芸科	1	40
(龍神分校)	服飾デザイン科	1	40
	普通科	1	40
田 辺	普通科	6	240
	※1 自然科学科	2	80
田 辺 工 業	機械科	2	80
	電気電子科	2	80
神 島	情報システム科	1	40
	普通科	4	160
熊 野	経営科学科	4	160
	看護科	1	40
串 本 古 座	総合学科	5	200
	普通科 (串本校舎)	3	120
新 宮	普通科 (古座校舎)	1	40
	普通科	6	240
新 翔	総合学科	4	160
合 計		189	7,560

※1 次の学科についてはそれぞれの県立中学校からの進学者のみとし、県立高等学校入学者選抜による募集は行わない。

- 橋本高等学校普通科のうち 2 クラス
- 向陽高等学校環境科学科
- 桐蔭高等学校普通科のうち 2 クラス
- 日高高等学校総合科学科
- 田辺高等学校自然科学科

※2 有田中央高等学校総合学科福祉系列の人数は、26 人以内とする。

別表第 2 (第 2 項関係)  
〔定時制の課程〕

学 校 名	学 科 名	学級数	定員	
※3 紀 の 川	普通科	昼間	2	70
		夜間	1	30
粉 河	普通科	夜間	1	40
※3 きのくに青雲	普通科	昼間	2	70
		夜間	1	30
	情報会計科	夜間	1	30
		和歌山工業	機械電気科	夜間
	建築科	夜間	1	40
海 南	普通科	夜間	1	40
耐 久	普通科	夜間	1	40
日 高	普通科	夜間	1	40
※3 南 紀	普通科	昼間	1	35
		夜間	1	30
新 宮	普通科	夜間	1	40
合 計		16	575	

※3 単位制高等学校である紀の川、きのくに青雲及び南紀の各高等学校については、定員は 40 人であるが、転・編入生を受け入れるため、各学級の募集定員は、昼間定時制 35 人、夜間定時制 30 人とする。

別表第 3 (第 3 項関係)  
〔通信制の課程〕

学 校 名	学 科 名	定 員
紀 の 川	普通科	特に定めない
きのくに青雲	普通科	
南 紀	普通科	

公 告

公 告

次の大規模小売店舗について、平成25年9月4日付けで大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定によりなされた届出が取り下げられたので、次のとおり公告する。

平成25年11月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）スーパーセンターオークワ和歌山店・スーパースポーツゼビオ和歌山店  
和歌山県和歌山市小雑賀805番1 外
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日  
平成25年9月20日（平成25年和歌山県告示第1191号）
- 3 取下げ年月日  
平成25年10月23日
- 4 取下げを行う理由  
計画を一部見直すため